

魚沼学園及び魚沼更生園の設置及び管理に関する条例

昭和39年9月30日

条例第2号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第83条第4項の規定等に基づき、次のとおり福祉型障害児入所施設及び指定障害者支援施設を設置する。

名称	設置場所
福祉型障害児入所施設 魚沼学園	魚沼市十日町1403番地1
指定障害者支援施設 魚沼更生園	魚沼市十日町1403番地1

(委任)

第2条 魚沼学園及び魚沼更生園の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日条例第4号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月1日条例第8号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。